

みんなで支え合うまち福生

12月9日は障害者の日、12月3日～12月9日は「障害者週間」です



障害者の日とは

昭和50年12月9日、国連での「障害者に対する権利宣言」採択を記念して、日本では、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。この日は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人一人が考える日です。



間合せ社会福祉課障害福祉系

福生市の状況

平成18年4月現在、当市における障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,629人、愛の手帳登録者193人、合計1,822人です。市の人口の約3・0%です。

福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	申請先
身体障害者手帳 (1級～6級)	視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方
愛の手帳 (1度～4度)	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方
精神障害者保健福祉手帳 (1級～3級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方

心身に障害のある方へ 主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。

は担当窓口へご相談ください。
問合せ・社会福祉課障害福祉係TEL552-5150(直通)

◆自立支援医療

主な福祉施策

主な福祉施策

◆ 主な福祉施策

◆ 医療・手当等

◆ 自立支援医療

原則 1割負担です（所得により上限月額が設けられています。精神障害者の通院医療費については全額無料になる場合もあります。生活保護の方は自己負担はありません。）。

◆ 更生医療

身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。

◆ 対象18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方。

◆ 費用育成医療対象満18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等のある方で、手術等により障害の改善が見込まれる方（担当は子育て支援課子育て支援係）。

◆ 対象通院医療費の公費負担

在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成。

◆ 対象精神疾患を有し通院している方

◆ 心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1級、2級（内部障害は3級）または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。

◆ 対象身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方（所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。）

◆ 小児慢性疾患医療費助成

対象18歳未満で、小児慢性疾患対象疾患に罹患している方（ただし、18歳以降についても、継続して更新手續を行った場合に限り、20歳まで延長可能となります。）。

◆ 小児精神障害者入院医療費助成

対象精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の古い障害があり、常時特別な介護が必要と認められた古い障害がある方、常時介護が必要と認められた方。

◆ 特別障害者手当

対象20歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方。

◆ 障害児福祉手当

対象重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方。

◆ 東京都重度心身障害者手当

対象東京都難病医療費受給者証を交付されている方等（心身障害者福祉手当を受給している方は除く。）。

◆ 難病等医療費等の助成

対象①指定難病の方②都内に住所を有している方③健保険に加入し、他の医療給付制度（生活保護等）を受けている方④医療費認定基準を満たした方①②③④のいずれにも該当する方）

内 健 紙 り
る20歳未満の児童を扶養
している方

る20歳未満の児童を扶養している方

- 身体障害者手帳おおむね1～2級程度●愛の手帳おおむね1～3度程度
- 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当

◆住宅費・交通費等の助成

◆自動車改造費用助成事業

◆心身障害者自動車運転教習助成事業

市内に引き続き3か月以上住所を有する方で身体障害者手帳3級以上、下肢または体幹障害

18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方が、就労などをためて自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成。

対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

- 身体障害者手帳おおむね1～3級程度●愛の手帳おおむね1～3度程度
- 日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

帳 む 食
について5級以上で歩行困難の方、及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一
部を助成。

については5級以上で歩行困難)の方、及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一
部を助成。

◆心身障害者タクシー利用券給付事業

対象身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(ガソリン費用助成を受けている方は除く)

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)
■この他に▽テレビ受信料の減免▽都営交通の割引▽民営バスの割引▽民営鉄道の割引▽航空運賃の割引▽有料道路通行料金の割引

◆指定収集袋(ごみ袋)の减免

対象身体障害者手帳(1級又は2級)、愛の手帳(1度又は2度)又は精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆福生市営福生駅西口駐車場使用料免除

対象身体障害者手帳、愛の手帳又は精神保健福祉手帳をお持ちの方(2時間まで)

◆自転車等駐車場定期使用料免除